

平成30年第4回  
城里町議会定例会会議録 第3号

平成30年12月11日 午後 2時05分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
教 育 長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	河原井明
町民課長	柳橋司朗
財務課長	高堀義美
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長補佐	潮田久美子
長寿応援課長	阿久津忠昭
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	皆川尊志
都市建設課長	鯉渕和己
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	山口成治
教育委員会事務局長	小林克成

## 1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	藤 田 真 紀

## 1. 議事日程

### 議 事 日 程 第 3 号

平成30年12月11日（火曜日）

午後 2時05分開議

- |       |                          |  |
|-------|--------------------------|--|
| 日程第1  | 議案第65号                   | 城里町税条例の一部を改正する条例について                                     |
| 日程第2  | 議案第66号                   | 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第3  | 議案第67号                   | 城里町附属機関の設置に関する条例の制定について                                  |
| 日程第4  | 議案第68号                   | 工事請負契約の締結について  |
| 日程第5  | 議案第69号                   | 平成30年度城里町一般会計補正予算（第3号）について                               |
| 日程第6  | 議案第70号                   | 平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について                         |
| 日程第7  | 議案第71号                   | 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について                        |
| 日程第8  | 議案第72号                   | 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について                           |
| 日程第9  | 議案第73号                   | 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について                        |
| 日程第10 | 議案第74号                   | 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について                       |
| 日程第11 | 議案第75号                   | 平成30年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について                             |
| 日程第12 | 陳情第3号                    | 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書採択に関する陳情 |
| 日程第13 | 陳情第4号                    | 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書              |
| 日程第14 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について   |  |
| 日程第15 | 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について |  |

- 日程第16 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について  
日程第17 報告第55号 城里町議会運営委員会研修報告書  
日程第18 報告第56号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第19 報告第57号 城里町任意予防接種費用助成実施要綱の一部を改正する告示  
日程第20 報告第58号 城里町営住宅子育て世代支援補助金交付要綱の一部を改正する告示  
日程第21 報告第59号 城里町建設工事等有資格業者選定規程の一部を改正する告示  
日程第22 報告第60号 例月出納検査報告（10月、11月執行分）  
追加日程第1 発議第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書  
追加日程第2 発議第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

## 1. 本日の会議に付した事件

議案第65号

議案第66号

議案第67号

議案第68号

議案第69号

議案第70号

議案第71号

議案第72号

議案第73号

議案第74号

議案第75号

陳情第3号

陳情第4号

発議第3号

発議第4号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第55号

報告第56号

報告第57号

報告第58号

報告第59号

報告第60号

---

午後 2時05分開議

#### 議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

---

#### 開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人は5名を許可いたしました。

また、健康保険課長山口利春君が欠席のため、補佐の潮田久美子君が出席しております。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

#### 議案第65号 城里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第65号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第66号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第66号についての質疑を求めます。

傍聴人1名を許可いたしました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第67号 城里町附属機関の設置に関する条例の制定について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第67号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第68号 工事請負契約の締結について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第68号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第69号 平成30年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第69号についての質疑を求めます。

9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 補正予算の債務負担行為についてお伺いします。

七会町民センターのグラウンド維持管理業務、2,550万であります。この債務負担行為は何ていうんですか、指名の方法、入札をするのかどうかを確認しておきたいと思えます。お願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 七会町民センターの芝生の維持管理契約についてでございますが、入札の方法その他につきましては、年が明けて指名委員会で決定するものというふうには解しております。現時点でどういう入札方式を採用するかということについては決まっております。

○議長（小唄 孝君） 9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 芝の管理って、町長は特殊技術というような特殊性があると言っておりますが、アントラーズのグラウンド管理でも会社退職した人が管理しているという部分もありますので、今度入札をもしお願いできるのであれば、地元の業者もやっぱり入れるような、幅広い形の中で入札をお願いしておきたいと思えます。

答弁結構です。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 1点だけ。

アントラーズのクラブハウスも私ども視察に行ってきました、芝生の維持管理について聞いております。

アントラーズにおきましては、アントラーズが直営で人を雇って管理しているというふうに聞いております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 関連質問になります。

この債務負担行為が出す前に、この議会が始まる前に、町長に対して、議員有志でこういった話し合いを少ししたいと。債務負担行為に関しての話をしたというふうなお話を全協終わった後に申し入れているんですが、なぜそういった話し合いがないまま、今、議会の中で上程されてしまったのかちょっとまず確認をさせてください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 個別の契約について特定の議員数名とだけその契約方式について話し合いの場を持つというのは、ちょっと執行部としてそういうことはできないのではないかと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） でも、特定の契約については、特定の民間会社のホーリーホックと、実は資料のやりとりは昨年度やっていますよね。そういうことなんです。

結局、そういった問題があるから、有志といえど、さまざまな意見があるから、どういうふうにやっていくのか、具体的な契約のやり方だったり仕方というの、どういうふうにやっていくのかというのを幾つかの疑義が出ていますので、その確認をしながら調整していく。つまり情報開示をしていくこと。なぜならば税金を使うからなんです。

先ほど、関議員のほうからもお話があったように、随契できる理由ということはわかるんですが、それはあくまでも町の、町長のその正当性の言い分なんです。一般論として、町民の方々が2,500万というお金をこれからアツマーレに使っていくわけです。

本来町民センターですから、町民のために使うというふうになるんですが、内容的に、協定書の内容は、水戸ホーリーホックが主たる練習場として使うという前提になっています。

つまり何が言いたいのか。お金がかかるというのはこれは仕方ないというふうに思うんです。なぜならば、建物を維持管理していくというのはそれ一定のお金がかかります。

問題なのは、1面コートと見られていても、半分に切って、校舎側がホーリーホックの占有権を認めているA面だとします。山側、南側のほうがB面だとしますと、そこのお金というものは、お金は、先ほど、この間も私も質問しましたが、賃貸契約だというふうに、賃貸ビジネスじゃないかというお話はしましたが、つまり、やはり民間企業を呼ぶんであ

れば、そして町民のグラウンドであるならば、両方使うというのはわかるんですが、やはりきちっとそこはグラウンドを使うホーリーホックさんが半分きちっと半分持つとか、そういう話し合いが必要じゃないかと。

一方的に行政側で負担していくというのは、なかなかこれから厳しいというふうに聞いています。5年に一度、小規模の改修工事がございます。10年に一度、大規模工事がある。大規模な修繕工事があるらしいです。ある専門家に聞きましたけれども、そうすると約1億円ぐらいかかるらしいんですね、10年後には。

つまり、2,500万、10年契約ですから2億5,000万プラス1億円何がしという金額がトータルの維持管理にかかってきます。ですから、城里町がそれを維持管理するには、やや厳しい側面もこれから出ていくというふうに感じています。

多くの町民の方から言われているのは、立派であります、もちろん立派であります。だから、その活用方法についても、もっともっと議論したらいいんじゃないかという話があります。

ここで聞きするんですが、実際には、これから協定書の見直しだったり、協定書が結構ばらばらしてしまっていて、それを一元化するということができるのかどうか、それをするのかしないのか。

もう一点目、やはりある程度受益者負担というものをいただくことを念頭に置きながら話し合いをしていただけないでしょうか。

あくまでも町民の財産でありますから、それを維持していくところはわかるんですが、税金が投入されることもわかります。しかし、ある程度きちっと分け合いながら、お互いに責任を持ちながら、ある一定の占有権を持つホーリーホックが占有権を持つ、A面グラウンドに関してはホーリーホックがきちっと管理をしながらとか、そういった話し合いがされる予定があるのか。もう一度そこは確認させてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

一般質問でも質問をいただきましたが、ホーリーホックとの協定書につきましては、城里町にもっと有利になるように協定書の見直しを行っていく予定となっております。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 有利な条件というのは、大体いろんなさまざまな面であるとは思いますが、それについて、そこはきちっとやっていただければ結構だと思うんですが、ただ、いかんせん今は情報開示が余りにもないんです。

協定書とか、いよいよ町民の方々に見ていただいたり、確認していただく、意見ももらう、そういう中で行政が開かれた行政運営をされたほうがよろしいと思いますので、ぜひ、協定書とかホームページとかに載せていただきたい。

以前、町長にこの話をしましたら、議会の間接民主主義だと。議会制民主主義だから出

さなくてもいいというお話をされていましたが、ここはもうかなり大きな、これからのランニングコスト、維持管理コスト等々、預かった税金を使います、これから。預かった税金の使い方を決めているわけです。

ですから、もちろん我々に説明は当然あるんだろうというふうに感じていますが、それと同様、やはり直接、地域の密着した政治ですから、城里町の政治ですから、どんどん情報を流していただきながら、よりよい地域の活性化というか、まずはそのプランニングをまず七会につくったその意義、それと、これからどういうふうにビジネス展開していくのか、もしくはビジネス展開しなくても、文化財だったり、そういうものの話し合いはもっともっと地域の方と密着したコミュニケーションを図って、前向きに、本当にやっていただきたいというふうに思っています。

ホーリーホックが来ていただいて、それはとても喜ばしいことだと思います。ただ、ある程度の受益者負担だったり、ある程度の仕組みだったり、そういうものはある程度話し合って、余り過度な城里町が負担を伴わないやり方というのは必要じゃないかというふうに思っています。

幾つかこの過度な負担については、後々、いろいろと話が出てくるかというふうに思いますけれども、いずれにしても、きょう現在、そういった話し合いを明確にさせていただけるかどうか、ホーリーホックと受益者負担、もう一度そこら辺は再度確認させてください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の議案は、契約書をホームページに載せるとか、そういった話とはまた違う話だと思うんですが、議案に直接関係のないお話かなというふうにも感じましたが答えさせていただきますけれども、繰り返しになりますが、協定書の内容のうち、城里町にとって不利となるような条件については、今後城里町に有利な条件となるように見直しをしていくということであります。

また、ホーリーホックのことばかりが言われますが、今週の土日も常北中学校のサッカー一部がアツマーレで練習を行っております。ほぼ毎週一般利用を週末に12月に入って入れてきております。ぜひ、特に奥のグラウンドにつきましては、ホーリーホックが使う以上に住民の利用時間が延びるように、これから一般利用の促進をしっかりとやっていきますので、ぜひ、そういった一般利用がどんどん増えていくというところを確認していただいて、ああ、アツマーレは町民のグラウンドであるというふうな認識を持っていただくよう、私どももしっかりと一般利用の推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小坏 孝君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 関連質問です。

私も一般質問で芝の管理のことについて質問をいたしました。

今、町長が町に有利な形でやっていくというようなことを言われました。

芝管理で私一般質問いたしました。

なぜか芝が一般廃棄物という形で、どうしても曲げられないということを答弁いただきました。

私は、一般廃棄物というのは一般家庭から出たものでしか受けられないと認識しております。ですので、これは事業活動から出たもので、芝は、町でお金を出して管理してもらっている、2,500万の管理してもらっているところにいるわけですね。そのところをよくわかってもらって、それは事業所が出す廃材、廃棄物だということで、これはあくまでも私は産業廃棄物と認識しておりますので、その辺のところ、町民に、町に有利な形というのであれば、これは管理の人たちに、管理してもらっているところに廃棄物の管理をしてほしいなど、処理を委託してほしいというところです。何でこれが町で見なくちゃならないのかなというところをちょっと感じておりますので、これだけちょっと町長のほうからもう一度答弁をお願いしたいと思うんですが。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

繰り返しになるんですけれども、草木、草、木というのは、芝かすというのは、廃掃法の定義上、一般廃棄物に該当するというものですから、仮に、芝管理業者が、町が直接運ばないとしても、産業廃棄物に当たらないわけなんですけれども、一般廃棄物である以上、町のほうで、町の職員が環境センターに運び込むと無料で焼却することができるわけですから、実務上もそのほうが円滑、スムーズだと考えておりますので、町のほうで直接処分をしているところでございます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） やっぱり職員さんが運ぶということに対して、町のものだというようなことで、これは、町で考えた規則とかそういうものであって、何ていうかな、町の条例とかそういうものに対して条例どおりに行っているのではなく、今の規則とかそういうものは、今ホーリーホックとの契約に対してあわせてつくっているというような、そんな感じにしか思えないんです。

ですので、これは一般廃棄物と産業廃棄物の違いというのをきちんと分けていただいて、これは事業者処理を委託しているのだから、事業者で廃棄すべきだと私思っております。

これは町にとっても不公平です。町民にとって不公平です。

一般廃棄物でさえも、町は環境センターに持ち込めば一般の人はお金を取られるわけですね。それが、町のものだから、町の職員が運んでいるからお金を出さなくてもいいという理屈は通りませんので、そこら辺のところしっかりと考えていただきたいなと思っております。不公平です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子さんをお願いいたします。

質疑でありますので、提案されているやつの質問にしてください。ちょっと論点をずらさないで質問をお願いいたします。

この提案されている予算のやつの質問でお願いいたします。

○4番（藤咲芙美子君） 関連質問でしましたのですみません。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

---

議案第70号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第70号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第71号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第71号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第72号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第72号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第73号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第73号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第74号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第74号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

---

議案第75号 平成30年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第75号についての質疑を求めます。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終結いたします。

---

討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。  
初めに、議案第65号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第67号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第68号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第69号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第70号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第71号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第72号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第73号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第74号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第75号に対する討論はございませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（小唄 孝君） これより採決に入ります。

議案第65号 城里町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第66号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第67号 城里町附属機関の設置に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第68号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

傍聴人1名を許可いたしました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第69号 平成30年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第70号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第71号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第72号 平成30年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第73号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第74号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第75号 平成30年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

---

**陳情第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書採択に関する陳情**

○議長（小唄 孝君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第12、陳情第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海

第二発電所再稼働をしないよう求める意見書採択に関する陳情についてを議題といたします。

本案は、12月4日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 陳情第3号総務民生常任委員長報告をさせていただきます。

総務民生常任委員会を代表しまして、12月4日に付託されました陳情第3号の審査結果についてご報告をいたします。

12月5日に本委員会を開催し、陳情内容について審査をいたしました。

陳情第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書採択に関する陳情についてでございますが、慎重に審議をした結果、当委員会は賛成多数で採択をすることに決定をいたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告とします。

続きまして、陳情第4号であります。すみません、失礼しました。

議長においてお諮りを願います。よろしくお願います。

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

陳情第3号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

---

陳情第4号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第13、陳情第4号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書を議題といたします。

本案は、12月4日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 総務民生常任委員会を代表し、12月4日に付託されました陳情第4号の審査結果についてご報告をいたします。

12月5日に本委員会を開催し、陳情内容について審査をいたしました。

陳情第4号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書でございますが、慎重に審議をした結果、当委員会では賛成多数で採択することに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会を代表しまして報告とさせていただきます。

議長においてお諮りを願います。

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

陳情第4号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

---

○議長（小唄 孝君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位には控室でお待ちください。

午後 2時40分休憩

---

午後 2時53分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、8番河原井大介君ほか6名から、発議第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

発議第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所

## 再稼働をしないよう求める意見書

○議長（小坪 孝君） 追加日程第1、発議第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります8番河原井大介君より発議第3号の趣旨説明を求めます。

8番河原井大介君。

〔「議長、ちょっと、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 関さん。

○9番（関 誠一郎君） この8行、行数の中で、メーターが違う、高さが違う。メーターがセンチメートルになっているよ、これ。

○議長（小坪 孝君） ちょっとマイク通して言ってくれますか。

○9番（関 誠一郎君） 8メーターが、これ8センチになっているよね、これ。8センチと20センチ、あと24センチ。これ単位が違いますよ。本文と単位が違う。それを訂正して朗読してもらえれば。

○議長（小坪 孝君） 暫時休憩します。

午後 2時58分休憩

---

午後 3時05分開議

○議長（小坪 孝君） 会議を再開いたします。

発議第3号の意見書を差しかえたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） じゃ、事務局より差しかえさせます。

〔意見書差しかえ〕

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君より発議第3号の趣旨説明を求めます。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 発議第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

東海第二発電所は、1978年11月に運転を開始された老朽原発であります。東日本大震災

では、津波の高さがあと70センチあれば、全電源喪失となった被災原発でもございます。

福島第一原発事故がもたらした影響、また障害を知ってしまった住民としては、このような事故を二度と繰り返してはならないと思われま。

また、東海第二発電所から30キロ圏内には、約96万人が居住し、過酷事故が起きた場合にはスムーズな広域避難は困難であると想定されます。

このようなことから、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないように国の関係機関と茨城県へ意見書を提出すべきと考えます。各議員の賛同を賜りたく、またここにご提案申し上げます。

議長において、お諮りを願います。

○議長（小唄 孝君） これから質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 地域と住民の安全を守るために、日本原子力発電（株）が東海第二発電所再稼働をしないよう求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、経済産業大臣、原子力規制委員会、茨城県知事へ提出させます。

---

## 日程追加

○議長（小唄 孝君） さらに、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、8番河原井大介君ほか6名から、発議第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

**発議第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書**

○議長（小唄 孝君） 追加日程第2、発議第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第4号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります8番河原井大介君より発議第4号の趣旨説明を求めます。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 発議第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

OECD（経済協力開発機構）加盟国の人口1,000人当たりの医師数が平均3.3人であることに對し、日本は2.4人でございます。加盟国35カ国中30位であり、日本の絶対的な医師の不足は浮き彫りとなっております。

厚生労働省は第3次中間報告において、2022年度以降の医師養成定員の減の方針を示し、政府も医学部定員減について検討する方針を打ち出しました。

しかし、茨城県の医師数は平成14年以降、全国ワースト2位であり、大井川知事は茨城県医師不足緊急対策行動宣言を発出し、県民一丸となって医師確保対策に取り組むことを呼びかけております。

このようなことから、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、住民が安心して暮らせる地域包括ケア体制が図られるよう国へ意見書を提出するべきと考えます。議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案を申し上げます。

議長において、お諮りを願います。

○議長（小唄 孝君） これから質疑を行います。

発議第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣ほか各関係大臣へ提出をさせます。

---

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第14から日程第16まで、議会運営委員会及び総務民生常任委員会、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを一括議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

報告第55号 城里町議会運営委員会研修報告書

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第17、報告第55号 城里町議会運営委員会研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 関 誠一郎君。

〔議会運営委員長 関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 議会運営委員会を代表し、去る11月8日に行いました研修についてご報告いたします。

本委員会は、東京・秋葉原富士ソフトショールームにおいて、実際にタブレットを操作し、ペーパーレス会議の研修を行ってきました。

ペーパーレス会議システムとは、議案書をタブレットに入れ、数千枚という紙をなくして議会を開催するというものです。

このタブレットに入った議案書は全員が同じ画面を見ることができ、説明者ページをめくると全員のページもめくれ、マーカーを引けば全員の画面で同時にマーカーが引かれます。プロジェクターの画面が手元にあるイメージで画面は非常に見やすいものでした。

また、このシステムは議会に特化したシステムではなく、通常の会議、研修でも使えるもので、有効利用が図られるとのことでした。

実際の運用面を考えると、執行部との事前すり合わせや議会運営方法の検討、議場や役場庁舎内のWi-Fi設備の構築等、さまざまな問題が出てきます。

先進事例の話を知ると、議会のみ先行してしまい、執行部は従来どおりの方法だったり、結局、紙とタブレットの両方を使って対応したりと、まだまだ検討しなければならない点が多々あると感じました。

執行部と連携し、城里町としてベストな運用体系が構築できれば、多少コストはかかるかもしれませんが、それ以上の業務改善につながると思われます。

今後の議会運営の方向性の一端をかいま見ることができた大変参考になる研修となりました。

以上、調査概要を述べて、委員会の研修報告といたします。

○議長（小塚 孝君） 以上で報告を終了いたします。

---

報告第56号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

報告第57号 城里町任意予防接種費用助成実施要綱の一部を改正する告示

報告第58号 城里町営住宅子育て世代支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

報告第59号 城里町建設工事等有資格業者選定規程の一部を改正する告示

報告第60号 例月出納検査報告（10月、11月執行分）

○議長（小塚 孝君） 次に、日程第18、報告第56号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則から日程第22、報告第60号 例月出納検査報告（10月、11月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成30年第4回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8日間にわたりました定例議会でありましたが、小坏議長のもと、慎重審議をいただき、平成30年度城里町一般会計補正予算など、ご提案いたしました全議案につきまして可決決定いただき、厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

なお、可決決定いただきました補正予算につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、これからますます寒くなります。議員各位におかれましては体調管理に十分注意され、城里町発展のため重ねてご尽力いただきたく、お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮を賜り、全議案を審議し、ここに終了できますことを心からお礼と感謝申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分に参考にされ、執行には万全を尽くされますようお願いいたします。

年末、これから寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来るべき新年は、城里町にとってさらなる飛躍の年でありますことをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとって最良の年であることをご祈念申し上げます。

---

### 閉会の宣告

○議長（小坏 孝君） 以上をもちまして、平成30年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時24分閉会